

各小中学校長 殿

令和8年2月27日

三河小中学校長会

学年休業日の設定について

このことについて、平成27年3月10日に三河小中学校長会から、下記のような文書が出ております。校長先生方におかれましては、この文書の趣旨をふまえ、適切にご対応いただきますよう、お願いいたします。

記

平成27年3月10日	
各小中学校長 殿	三河小中学校長会
学年休業日の設定について	
みだしのことについて、下記のとおり取扱うこととしましたので、ご理解と御支援をいただきますようお願いいたします。	
記	
学年休業日を設定する主旨は、「泊を伴う学校行事」終了後の児童・生徒の疲労回復を目指したものである。	
<p>「泊を伴う学校行事」の終了翌日が課業日の場合は、この日を学年休業日とする。また、当該学校行事に引率勤務した教員については、行事期間中において、1日につき7時間45分を超える部分の勤務時間の総計が7時間45分を超える場合は、当該学校行事終了翌日を7時間45分分の割振り変更にあてる</p> <ul style="list-style-type: none">① 2泊3日以上「泊を伴う学校行事」を対象とする。② 当該学校行事終了の翌日が週休日(土・日)や休日となる場合は対象としない。③ 当該学校行事日程に週休日(土・日)や休日を含む場合は、行事終了翌日を振替週休日又は代休日とし、翌日以外の日を振替週休日又は代休日とした場合は、対象としない。	
※ 「学年休業日の設定」については、各市町村教育委員会の「学校管理規則」の中の(休業日)「その他、教育委員会が特に必要と認める日」あるいは、「その他、校長が特に必要と認め、教育委員会が承認した日」(市町村により表現が異なる)の規定によるものとする。	
【附則】 この文書は、平成19年3月2日付けで三河小中学校長会から出された文書「学年休業日の設定について」を勤務時間の変更に伴い改定したものであり、その主旨について変更するものではない。	